

(別紙)

富山県適正農業規範の一部改定の状況

| 規範項目 | 改定前 | 改定後 | 改定理由 | 該当ページ (23年度作成版) |
|--|--|--|---|--|
| 3 4 6 7 20 | (社)富山県農村医学研究会調査資料 | (財)日本農村医学研究会 富山県農村医学研究所調査資料 | グラフ等の出典の訂正 | 35 37 41 43 69 |
| 3 4 6 7 8 32 | 農作業安全のための指針について(平成13年度農林水産省通知) | 農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表) | 【根拠法令等】の訂正 | 35 37 41 43 45 93 |
| 7 | 個別農業機械別留意事項(平成13年度農林水産省通知) | 個別農業機械別留意事項(平成13年度農林水産省公表) | 【根拠法令等】の訂正 | 43 |
| 9 20 | 農業機械の省エネ利用については、国が平成19年にマニュアルを作成していますので、ご参考としてください。 http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070621press_8.html | 農業機械の省エネ利用については、国がマニュアルを作成していますので、ご参考としてください。 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/ | 国のマニュアル改訂に伴うもの | 47 69 |
| 10 50 51 52 53 54 55 56 58 | コーデックス生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範(codex CA/RCP 50-2003) | コーデックス生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) | 【根拠法令等】の訂正 | 49 129 131 133 135 137 139 141 145 |
| 11 | (4) 生汚泥や脱水汚泥を直接農用地に施用することは避け、火力乾燥品や粗大有機物と混合し、肥料化したものを施用する。 | (4) 生汚泥や脱水汚泥を直接農用地に施用することは避け、肥料化したものを施用する。 | 汚泥肥料に係る説明の訂正 | 50 |
| 11 | 参考資料として、「表2 放射線の暫定規制値について(H23.3.17)」を掲載 | 参考資料に、放射性セシウムによる土壌汚染に関連し耕種農家の皆様の気をつける点と、新たな通知に基づき、「表2 食品中の放射性物質に係る基準値の設定について」に係る基準値に差し替え | 平成24年3月15日付けで「食品中の放射性物質に係る基準値の設定について(平成23年度厚生労働省通知)」が発出されたことによるもの | 51 |
| 11 | 放射能汚染された食品の取り扱いについて(平成23年厚生労働省通知) | 食品中の放射性物質に係る基準値の設定について(平成23年度厚生労働省通知) | 【根拠法令等】の差し替え | 51 |
| 14 | 「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について(平成23年度農林水産省通知) | 生鮮野菜を衛生的に保つために一栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(平成23年度農林水産省公表) | 【根拠法令等】の訂正 | 57 |
| 20 | | 農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表) 個別農業機械別留意事項(平成13年度農林水産省通知) | 【根拠法令等】の追加 | 69 |

| 規範項目 | 改定前 | 改定後 | 改定理由 | 該当頁 (23年度作成版) |
|----------------|---|--|--|------------------|
| 21 22 23 | 総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について(平成17年度農林水産省通知) | 総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針(平成17年度農林水産省公表) | 【根拠法令等】の訂正 | 71 73 75 |
| 29 | 地上防除ドリフト対策マニュアルについて ・社団法人日本植物防疫協会HP (http://www.jpnpn.ne.jp/jpp/public/sanp.html) | 農薬飛散対策技術マニュアルについて ・農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/) | 参考マニュアルの改訂 | 87 |
| 30 | コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について(平成23年度農林水産省通知) | コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針(平成23年度農林水産省公表) | 【根拠法令等】の訂正 | 88 |
| 33 | 環境と調和の取れた農業生産活動規範(平成16年度農林水産省通知) | 環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成16年度農林水産省通知) | 【根拠法令等】の訂正 | 95 |
| 38 | | 参考資料等に米のカビ発生防止に係る記述や写真を追加するとともに、「過乾燥米の発生防止」及び「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」について(抜粋)等を削除 | 平成24年2月29日付で「米のカビ汚染防止のための管理が이드ライン(平成23年度農林水産省公表)」が発出されたことによるもの | 104 |
| 38 | | 米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン(平成23年度農林水産省公表) | 【根拠法令等】の追加 | 105 |
| 40 | http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/zyunsyu/index.html | http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/zyunsyu/index.html | リンク先のURL変更 | 109 |
| 41 | http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html | http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html | リンク先のURL変更 | 111 |
| 41 | http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html | http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html | リンク先のURL変更 | 111 |
| 45 | 平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、飼料に関しては放射性セシウムの暫定許容値300Bq/kgが設定されました。 | 平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、飼料に関しては放射性セシウムの暫定許容値が設定されました(表1)。 | 飼料の暫定許容値の通知改訂に伴うもの | 118 |
| 45 | | 参考資料に、表1 飼料等の暫定許容値(H23.8.1通知)の追加 | 飼料の暫定許容値の通知改訂に伴うもの | 119 |
| 45 | | 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年農林水産省通知) | 【根拠法令等】の追加 | 119 |
| 53 | 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針について | 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について | 【根拠法令等】の訂正 | 135 |

注:本表は国の共通基盤GAPガイドラインの改正等に伴い、規範の記載事項を変更したものです(平成24年12月現在)。